

Q861. 普通解雇の理由を後で追加することはできますか？

普通解雇した当時に存在していた理由であれば、追加することができるかとされています。

他方、懲戒解雇は、後になって懲戒解雇理由を追加することはできません。懲戒解雇は普通解雇とは異なり労働者に対する制裁罰であるため、懲戒処分の有効性はその理由とされた事実との関係においてのみ判断される必要があるからです。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成